

会費納入規定

定款施行規則第 5 条に基づく会費は、次の通りと定める。尚、会費は A 会員・B 会員・C 会員に分類され、下記のように定義される。

A 会員の定義 開業医として申請のあったものを A 会員とする。

B 会員の定義 勤務医として申請のあったものを B 会員とする。

C 会員の定義 医業等（その関係のある業種を含む）を休止し、これらにより収入のない旨の申請のあったものを C 会員とする。尚、C 会員の資格・手続きについては下記の通りとする。

・C 会員の資格

その資格は医業等を休止した翌月より申請により適用する。ただし、医業等を再開した場合は、その翌月より該当の区分（A 会員もしくは B 会員）の会員とする。

・C 会員の手続き

別に定める様式により申請を行う。組織部長は申請に基づき書類内容を検討し C 会員に該当すると判断した場合、理事会に諮り承認を得る。

・会員の会費

A 会員 月額 4,000 円

B 会員 月額 2,500 円

C 会員 月額 1,000 円

ただし、上記会費は、全国保険医新聞、北海道保険医新聞購読料を含むものとする。

附則

この規定は平成 29 年 4 月 1 日より施行する。